

## (注意事項)

### 提出する納税証明書の区分について

#### ○納税証明書

税 種		証明書 発行所	申 請 者 (事業体区分)		
			法人	個人	備考
都 道 府 税	事業税	都道府県 税事務所 及び 市(区)役所 町村役場	○	○	未納(滞納)税額のないことの証明書を提出すること (非課税の場合は非課税証明書を提出)
	県民税		○	○	
市 町 村 税	市町村民税		○	○	

- ◇ 事業所への委任がある場合、納税証明書は委任先のものを提出してください。
- ◇ 本社(委任する場合は委任先)が東京都 23 区内の法人の場合、都民税納税証明書のみ提出してください。
- ◇ 申請者の事業体区分に応じて提出してください。(納期限が完結している直近の年のものが対象)